

就学援助制度のご案内

この制度は、お子さんを小・中学校に通学させるうえで経済的に困りの保護者の方に対し、学校でかかる費用の一部（学用品費、給食費など）を援助するためのものです。

① 対象者

次のいずれかに該当すると認められる保護者の方。ただし、児童生徒の住民票が東浦町にあり、小中学校に在学（または入学予定）の方に限ります。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 当該年度に生活保護が停止または廃止された世帯の方 |
| (2) 町民税が非課税または減免されている方 |
| (3) 個人事業税又は固定資産税が減免されている方 |
| (4) 国民年金の掛金が減免されている方 |
| (5) 国民健康保険税が減免等されている方 |
| (6) 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付を受けている方 |
| (7) 児童扶養手当を受給している方 ※児童手当とは異なります |
| (8) 前年の所得が町の基準額以下の方 |
| (9) 生活保護世帯の方 |
| (10) 離職等により今年の所得見込みが町の基準額以下の方 |

② 援助内容

- ・新入学学用品費（4月30日までに認定された新1年生の保護者のみ）
 - ・学用品費
 - ・通学費（うららバス定期代）
 - ・給食費
 - ・林間学校費
 - ・修学旅行費
 - ・卒業アルバム代
 - ・スポーツ振興センター災害共済掛金（5月1日時点認定者の保護者のみ）
- ※児童クラブ（学童保育）加入者は、別途手続きをすることでクラブ費の減免あり

③ 申請方法

以下のものをお持ちのうえ、教育課窓口へお越しください。

- ◆（6）の場合は貸付の決定通知書
- ◆振込先口座がわかるもの（給食費等が口座引き落とし（予定含む）の方は不要）
- ◆課税証明書（1月1日時点で東浦町に住民票がなかった方のみ）
（同一敷地内に居住する方全員の課税証明書が必要です。）

④ 申請期間

在学生・・・随時

新1年生・・・入学通知到着以降

認定された方には、認定通知書を送付させていただきます。
児童クラブ（学童保育）を利用している方は、各児童館でクラブ費減免の手続きをしてください。

